

新追加接種 & 接種証明書の電子交付 新型コロナウイルスワクチン接種最新情報

注この情報は令和4年12月13日現在のものです。最新の情報は、市ホームページをご覧ください。

■新型コロナワクチン接種の期間

現時点で、新型コロナワクチンの接種期間は3月31日(金)までとされています。

■オミクロン株対応ワクチン接種

令和4年9月20日より、オミクロン株対応ワクチンによる3回目以降接種が可能となりました。

注初回(1、2回目)接種を完了した12歳以上。一人1回接種できます。

注9月20日以降にオミクロン株対応ワクチンによる接種を受けた人は、さらなる追加接種を行うことはできません。

【接種間隔】最終接種日から3カ月以上

注従来5カ月以上とされていましたが、3カ月に短縮されました。

【使用するワクチン】

12歳以上の人：ファイザー社(従来株/オミクロン株の2価ワクチン)

18歳以上の人：モデルナ社(従来株/オミクロン株の2価ワクチン)

【接種券の送付】従来型(1価)ワクチンによる最終接種日から3カ月が経過する人に順次接種券を送付します。最終接種を受けた後に、守口市に転入した人などは接種券発行に申請が必要です。

■乳幼児接種

令和4年10月24日より、乳幼児への新型コロナワクチン接種が可能となりました。

注生後6カ月～4歳

注接種を受ける際は、必ず保護者の同伴が必要

【接種回数】3回で1セット

【接種間隔】▽2回目接種…1回目接種から、通常、3週間
▽3回目接種…2回目接種から、8週間以上

注接種期間が3月31日(金)までとされているので、遅くとも1月13日(金)までに1回目接種を受ける必要があります。

【使用するワクチン】ファイザー社(6カ月～4歳用)

【接種券の発送】対象者には令和4年11月に接種券を送付しました。手元にない場合は再発行の手続きをお願いします。

→窓口での申請やご不明点は…

守口市新型コロナウイルスワクチン接種相談センター

☎0120-365-285

(受付時間…土・日、祝日を含む毎日9:00～17:30

※12月29日～1月3日を除く)

〒570-0033 守口市大宮通1-13-7 市民保健センター3階

→接種の予約、キャンセルは…

☎0120-166-685

(受付時間…土・日、祝日を含む毎日9:00～17:30)

特貸し出し 特殊詐欺対策機器

問消費生活センター

☎06-6992-1337

守口市では府内、市内で多発している高齢者を対象とした特殊詐欺被害の防止を図るため、電話通話の自動録音機を無償で貸与します。守口市内においても多数の特殊詐欺事案が報告されています。ぜひ活用してください。

配申請書は市内コミュニティセンター、市民サービスコーナーに設置しています。市ホームページでもダウンロード可能

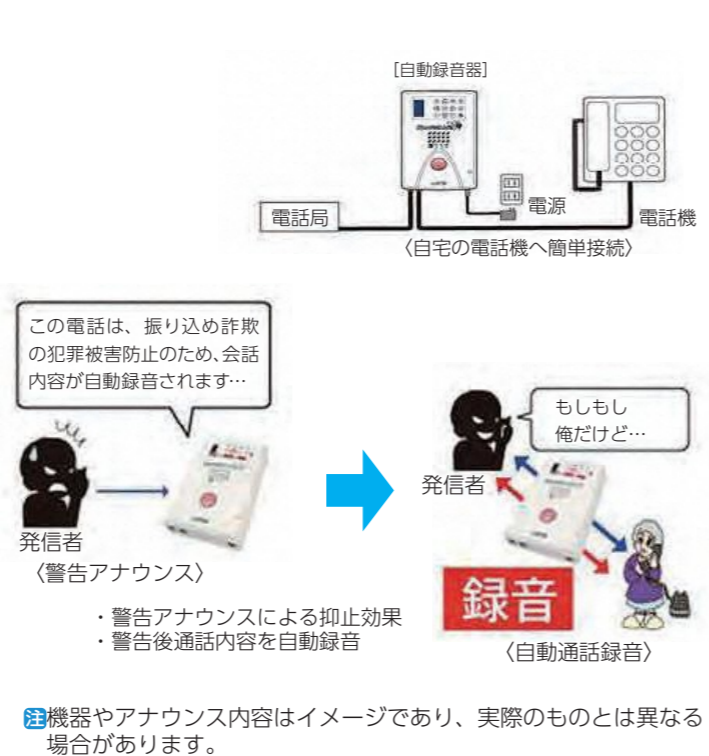
内自宅の固定電話機に設置することにより、着信時に「この電話は振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」と警告アナウンスを発し、振り込め詐欺等の電話に対し、抑止効果を発揮するとともに、通話内容を自動録音するものです。

募集期間 募集台数に達するまで(30台)

貸与時期 貸与の準備が整い次第、決定者に別途通知

対市内に在住する65歳以上(世帯構成不問)

注既に貸与されている人は対象になりません。



健康マイナンバーカード 健康保険証として利用できます！

問マイナンバーカードコールセンター

☎0120-925-658

マイナンバーカードを健康保険証として登録すると、顔認証付きカードリーダーが設置されている医療機関・薬局で保険証として利用することができます。就職・退職などをしたときや、保険の種類が変わり、保険証を返却している期間でも利用可能です。



マイナポイント第2弾の申込期限は2月28日(火)までです！

注現在、マイナンバーカード交付窓口、マイナポイント支援ブースが大変混雑しており、特に金曜夜間・日曜開庁時は、待ち時間が長くなっています。平日の日中は比較的スムーズな案内ができていますので、可能な限り平日での利用をお願いします。

1月の出張申請サポート窓口日程

日	月	火	水	木	金	土
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
—	—	—	東部	東部	東部	北部
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
北部	中部	庭窪	庭窪	八雲東	八雲東	北部
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
北部	錦	錦	錦	錦	西部	北部
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
中部	西部	西部	西部	八雲東	八雲東	北部
29日	30日	31日				
北部	錦	錦				

場各コミュニティセンター 時10:00～16:00 注終了時間の30分前までにお越しください。

守第3弾・第4弾 守口市スーパープレミアム付商品券

問守口市スーパープレミアム付商品券事務局

☎06-6780-9660

新生児用引換券の申請期間は1月31日(火)まで 商品券の利用期間は2月28日(火)まで

手元に商品券が残っている人は早めに利用してください。

[取扱店舗一覧] →



注第3弾の販売・第4弾の無料配付は令和4年12月28日で終了しました。

ただし、新生児用引換券を持っている人は、1月31日(火)まで商品券の購入・無料引換えが可能です。

まもなく終了します！お急ぎください！！
まだ引換券の申請が済んでいない人、対象新生児のご家族の皆さんへ

対象新生児の家族で第3弾・第4弾の引換券を希望される場合は、スーパープレミアム付商品券事務局で申請が必要です。その場で引換券を発行します。

対令和4年4月2日から同年12月31日までに出生した新生児

注出生時点で本市に住居登録がある世帯の新生児が対象です。なお、出生時点において他市で住民登録があり上記の期間中(令和4年4月2日から同年12月31日)に守口市に転入した世帯の新生児は対象となりません。

申請期間 1月31日(火)まで

持出生が確認できる書類等および申請人の本人確認書類

申請場所 守口市スーパープレミアム付商品券事務局
(市役所7階会議室703)

注申請期間を過ぎての申請は一切応じることができません。商品券の購入・無料引換えは事務局でのみ対応します。



商品券取扱店の皆さんへ

使用済み商品券の換金については、必ず期限までにスーパープレミアム付商品券事務局または、指定する取扱金融機関へ持参してください。

換金期間 3月7日(火)まで

注換金期間を過ぎての換金は一切応じることができません。